

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。

2 調査実施主体

文部科学省（昭和24会計年度から毎年度実施）

3 調査の時期

令和5会計年度

4 調査の対象

都道府県及び市町村教育委員会並びに公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校等を対象とする。本県の調査対象は次のとおり。

(1) 教育委員会（64委員会）

県	市	町	村
1	40	22	1

(2) 公立学校（1,476校）

幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	特別支援 学校
39	2	797	414	2	54
高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	高等学校 (通信制)	中等教育学校	専修学校	
137	24	1	1	5	

※ 分校も1校として扱い、高等学校は課程ごとに1校（同一校に全日制と定時制がある場合は2校分）として扱う。
※ 本県には、公立の各種学校・高等専門学校は設置されていない。

(3) 知事部局所管の生涯学習関連施設（46施設）

体育施設	青少年施設	女性関連施設	文化会館	その他の生涯学習関連施設
26	0	1	6	13

5 調査の内容

(1) 地方公共団体が支出した教育費（財源別及び支出項目別）

地方 教育 費	学校教育費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費
	社会教育費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）
	教育行政費	教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む。）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費

(2) 教育に係る収入等

教育に係る収入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金、地方債及び寄付金以外の収入
教育費の基準 財 政 需 要 額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額

(3) 知事部局が所管する生涯学習関連施設に係る経費（財源別及び支出項目別）

生涯学習関連費	地方公共団体が条例により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）
---------	---

6 教育費の範囲

本調査と、総務省が実施する「地方財政状況調査」（いわゆる「決算統計」）との間には、調査対象となる「教育費」の定義について次のような相違がある。

本調査には含むが決算統計では含まないもの	決算統計には含むが本調査では含まないもの
・債務償還費（公債費） ・文部科学省以外からの国庫補助金 ・他部局からの補助金、支出金 ・教育施設の火災保険料 ・災害復旧費 ・教育委員会事務局庁舎維持費	・私立学校に対する補助金 ・公立の大学・短期大学への支出経費 ・積立金、貸付金（育英奨学事業を除く）等 ・給食費（公費に組み入れた場合）

7 経費の区分

本調査では、当該会計年度に支出した教育費を次のように区分する。

(1) 財源別の区分

ア 公 費

国 庫 補 助 金	国が地方公共団体に交付した補助金及び負担金等
都道府県支出金	都道府県の財源（租税、諸収入等）から支出した経費
市町村支出金	市町村の財源（租税、諸収入等）から支出した経費
地 方 債	地方公共団体が教育施設等建設のために起債した経費
公費組入れ寄付金	地方公共団体の歳入に計上された寄付金、贈与金等

イ 公費以外

社会教育費・生涯学習関連費

公費に組み入れられない寄付金	地方公共団体の歳入に計上されなかった寄付金、贈与金等
----------------	----------------------------

(2) 支出項目別の区分

ア 消費的支出

原則として例年経常的に支出される経費。学校教育費においては次のように区分する。

人 件 費	教職員の給与、共済組合負担金、恩給費、退職・死傷手当等の経費
教育活動費	児童・生徒に対する教育活動及びその補助のために支出した経費 例：教授用消耗品費、学校行事経費、教員の旅費
管 理 費	学校施設の管理、維持・修繕等のために支出した経費 例：光熱水費、事務職員の旅費、校舎の小規模な修繕費
補助活動費	正規の学校教育と密接な関係をもって学校が行う事業に支出した経費 例：学校給食の経費、健康診断の経費
所定支払金	定期的に支払義務を生ずる経費 例：下水道負担金、火災保険料

イ 資本的支出

土地の取得、施設の建設及び大規模な改修、設備・備品の購入、図書の購入に要した経費。

ウ 債務償還費

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費。

<地方教育費調査の構成>

【財源別】

公 費

- ・国庫補助金
- ・県支出金
- ・市町村支出金
- ・地方債
- ・公費組入れ寄付金

学 校 教 育 費

- ・幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等学校（全日制）
- ・高等学校（定時制）
- ・高等学校（通信制）
- ・中等教育学校
- ・専修学校
- ・各種学校（*）
- ・高等専門学校（*）

（*）本県は該当無し

【支出項目別】

消費的支出

- ・人件費
- ・教育活動費
- ・管理費
- ・補助活動費
- ・所定支払金

資本的支出

- ・土地費
- ・建築費
- ・設備・備品費
- ・図書購入費

債務償還費

公 費

- ・国庫補助金
- ・県支出金
- ・市町村支出金
- ・地方債
- ・公費組入れ寄付金

公費に組み入れられない寄付金

社 会 教 育 費

- ・公民館費
- ・図書館費
- ・博物館費
- ・体育施設費
- ・青少年教育施設費
- ・女性教育施設費
- ・文化会館費
- ・その他の社会教育施設費
- ・教委が行った社会教育活動費
- ・文化財保護費

消費的支出

- ・うち人件費

資本的支出

- ・うち土地・建築費

債務償還費

公 費

- ・国庫補助金
- ・県支出金
- ・市町村支出金
- ・地方債
- ・公費組入れ寄付金

教 育 行 政 費

消費的支出

資本的支出

債務償還費

- ・教育行政費のうち奨学費

公 費

- ・国庫補助金
- ・県支出金
- ・市町村支出金
- ・地方債
- ・公費組入れ寄付金

公費に組み入れられない寄付金

知事部局における生涯学習関連費

- ・体育施設費
- ・青少年施設費
- ・女性関連施設費
- ・文化会館費
- ・その他の生涯学習関連施設費
- ・文化財保護費

消費的支出

- ・うち人件費

資本的支出

- ・うち土地・建築費

債務償還費